



Title	バンジャマン・コンスタンの中立権の理論
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, T.
Description	論説
Citation	北海道大学 法学会論集, 10(1-4), 133-160
Issue Date	1960-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/27785">https://hdl.handle.net/2115/27785</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	10(1_4)_P133-160.pdf



# バンジャマン・コンスタンの中立権の理論

深瀬 忠一

本稿は、私がパリ留学中手をつけた一試論であるが、帰朝早々、松岡教授退任記念特輯号に寄稿すべく、大急ぎでまとめあげた。ここに、内容の不備をかえりみず、この記念企画に参加して、松岡教授よりたまわつた多年の懇篤なる御指導に対し、深甚なる感謝の念をひれきしたいと思う。

## 目次

- 序
- 第一節 中立権の理論の形成
- 第二節 中立権の消極性と積極性
- 結

## 序

日本国憲法第七条の天皇の国事行為のうち(特に衆議院の解散行為について)、調整権(pouvoir modérateur)の思想のなごりをみとめている憲法学者は、少なくないようである。<sup>(1)</sup> また、この調整権の観念は、中立権(pouvoir

neutre)のそれと同じものだと考えられ、パンジャマン・コンスタンによつて主張されたのだ、と考へている学者もいるようである。

しかし、私の疑問は、まず、この中立権の觀念と調整権のそれとは、性質上重要な相違があるのではないか、というところに發する。前者は、国王(或いは元首)を、政治権力の運用の實際から遠ざけて、局外中立者化する消極的な觀念であるのに対し、後者は、逆に、諸権力の衝突・逸脱を調節し、正常な運営を確保・指導する積極的な觀念ではないのだろうかと思へた。いつたいこの点について、コンスタン自身は、どう考へていたのだろうか。そもそも調整権という言葉を彼自身使つていたのだろうか。

このような疑問をもつて、原典にあつてはいるうちに、私は、コンスタンが、何故に中立権という新しい觀念を創設したか、というより根本的な今一つの問題にぶつつからざるをえなかつた。中立権の觀念は、たしかに、幾何学の概念のように明晰且抽象的に構成せられ、それ故に、どの時代のどの国のどの政治制度にも代入・利用することが可能であるかのようにみえる。しかし、このような方法は、安易であると同時に危険でもあるといわねばならない。何故ならば、コンスタンの中立権の觀念は、彼が、フランス革命以来の疾風怒濤の歴史的事件を省察したうえ、いかにすれば彼が至上命題とする個人的自由の開花を、制度的に保障しうるかに深く思いを至し、また彼が抱懐する権力分配及び協調の理論を基礎として創つた觀念である以上、この中立権の理論を、歴史的背景や制度の理念等を異にする元首の説明、或いは権威づけのために、抽象的に借用して行くことは、コンスタンが全く希望も予測もしなかつた目的に奉仕させることになるかもしれないからである。

したがつて、本稿第一節においては、まず、中立権の觀念の創設の歴史的背景と理論的基礎構造及びその達成せん

とする目的についてべつ見した後、第二節において、この觀念が、どの様な意味において、また、どの程度迄、消極的であり、或いは積極的であるかについて、検討を加えてみようと思う。

- (1) 佐藤功、君主制の研究、三六六頁。藤田嗣雄、衆議院の解散について、法経論集七卷、八頁。黒田覚教授発言、公法研究一〇号七四頁。
- (2) 田上穰治、権力分立、行政法講座一巻一五頁。佐藤教授は、「コンスタンの「調整的権能」の觀念と、一八二四年のブラジルの憲法の規定する「調整権」の觀念とを區別しておられるようである。前掲、一八七、三六六頁。藤田教授は、「コンスタンが、「調整権」の理論を説いたとは少しも言っておられない。G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 1913, S. 605. 主として Benjamin Constant, Cours de Politique Constitutionnelle, éd. par E. Laboulaye, Paris, 1872, 2 vols. 以下、時々 Collection complète des ouvrages de M. Benjamin Constant, Paris, 1818, 3 vols. を参照した。
- (3) Cf. La Lombarrière, J. de, Les idées politiques de Benjamin Constant, thèse, Paris, 1928, p. 51; Contra, Gougelot, H., L'idée de liberté dans la pensée de Benjamin Constant, Melun, 1942, p. 125-126.
- (5) 例えば、カアル・シュニットが、この理論を利用(歪曲)して、ワイマール共和国大統領の權威主義的要素を強化したことを考えよ(後述)。

### 第一節 中立権の理論の形成

コンスタンは一八一五年五月(ナポレオンの百日天下中)、「立憲君主制は、一切の規則正しい自由(liberté régulière)に不可欠であるところのこの中立権を……我々に提供している」と書いた。<sup>(1)</sup>これより先、一八一四年五月(第一王制復帰、シャルト發布前)にも同様に、「……自由は立憲君主制の下において充実な姿で存立しうる」と書いていた。<sup>(2)</sup>

ここで彼が、立憲君主制は自由の保障に適した制度だとしていることは明らかであるが、それは何故だろうか。ま

た彼のいう「規則正しい自由」とは、いったい如何なる本質をもつものであろうか。

(1) 立憲君主制への道程

(a) コンスタンは、スイスのロオザンヌで、一七六七年に生まれた。彼の父は軍人であつたが、その祖先は、一六〇七年スイスに逃れたフランスの新教徒であつた。青少年の頃イギリスに旅行、ドイツに滞在、エジンバラで勉強し、一七八七年パリに來た。一七八九年フランス革命勃発当時は、ドイツ、ブランシュヴィック公の侍従であつたが、まもなくこの宮廷を去り、スイスに逃れ、革命の成行きを見守つていた。一七九五年、スイスで知つたシュタール夫人のあとを追つて、パリに出てくる。一七九六年からは、政論家としての活躍をはじめ、共和三年憲法のもとで、反恐怖政治を論じ、共和主義者として執政制を擁護した。共和八年憲法下にあつては、第一統領ナポレオンからトリビュナの議員に任命されたのであるが、彼は、統領の反対勢力たる自由派の中心人物となり、一八〇二年には、シタール夫人とともにスイスに亡命せざるをえなくなる。其の後まもなくドイツに入り、多年滞在したが、一八一四年ナポレオンの敗戦・失脚とともに、パリ帰つてくる。しかし、「百日天下」のもとにおいては、ナポレオンの申出でを受諾、国務官となつて、附加憲章を起草した。コンスタンは、追想録<sup>メモワール</sup>中でこの豹変的態度を弁明し、「國民的独立」を守ることに、当時至上命令であつたことを一つの理由としてあげているが、また、この態度は、彼が自由を守ることさえできれば、政体の問題は二次的な問題にすぎないと考えていたことをあらわしているとみてよい。一八一六年には、彼の文学上の傑作「アドルフ」を発表した。第二王政復帰のもとにおいては、自由派<sup>リベロヤ</sup>の理論的斗將として活躍、しばしば代議院議員となつた。一八三〇年の七月革命においては、君主制擁護の立場から、ルイ・イリプを王座に推した。同年十二月彼はこの世を去る。

以上のような経歴を通じて、彼は、一貫した自由主義者であつた。しかし、一七九六年彼が政論家として登場した後しばらくは、「真正の」共和主義者だつたにもかかわらず、ナポレオンの没落も真近い一八一三年には、既に立憲君主制に明らかに傾いており、王政復帰後は、常に立憲君主制を擁護してやまなかつたことが、注目される。

(b) では、この共和主義者から、立憲君主主義者への転向は何故に起つたのだろうか。

(1) そもそも、彼は、フランス革命の勃発に際して、既にふれたように、ドイツのフランシユウイク公の宮廷にいたが、フランス国民議会の制憲議員のいだった革命の諸理念に大いに共鳴し、革命派だと疑がわれて、この宮廷を去つてスイスに逃げざるをえなくなつた程であつた。

しかし彼は、革命の過激化、恐怖政治の出現をみるに及んでいたく失望し、一七九七年には、「恐怖政治の効果について」を公表し、それを痛罵している。すなわち、恐怖政治は、「自由の為の必然的な帰結でもなかつたし、革命に必要な補強策でもなかつた」、それは、「害悪のみをもたらした」のだと。

彼は後に議会が、「超えてはならない制約」<sup>リミット</sup>を無視した場合の弊害について、次のように述べている。

制止することも抑制することもできない議会というものは、あらゆる権力のうちで、その行動について最も盲目であり、その結果について最も予測不可能な——それを構成する議員にとつてさえも——権力である。それは、一目みたところでは決してなりそうもない過激さのなかにとびこんでしまう。あらゆる対称に対する無思慮な活動、度を忘れた多数の法律の制定。一部の激情的人民に迎合せんと欲して、彼らの衝動に身を委ね、或いは、それをかき立てさえもする。……或る場合には、極端間の選択しか認めない党派心、或る場合には、権力さん奪の為にのみ力を發揮する団結心。代る代るに、軽卒か優柔不断。暴力か消瘞、一人に対する阿ゆか全員に対する不信。熱狂と恐怖といつた、全く物理的な感覚による誘導。一切の道德的責任の不存在、数によつて、怠だの恥辱或いは凶々しさの破滅を逃れうるという確実性。

コンスタンは、ここで、明らかに革命時代の議会特にコンヴァンションへの権力集中制の弊害を批判している。

共和三年憲法は、このコンヴァンションの制度・革命的独裁判に対する明白な反動をもつて特徴づけられ、諸権力を極めて厳格に分立し、各権力を専門化して相互に孤立せしめたといえる程である。コンスタンが、権力の集中を排斥し諸権力の分割及びそれらの均衡によつて、自由を政治制度上保障しようとした思想は、この共和三年憲法の支持によつて明らかとなる。

彼は、この共和三年憲法の下において、一七九七年、「政治的反動について」を公表し、「モテラレオン」の精神の必要性を強調した。革命は、彼によれば、制度と理念との間の一致が破れた時に不可避的となり、その一致を回復することを目標とする。しかし、この目標を達成した後には、なお限度をこえて革命運動が進行する時は、必然的に反動を産む。この反動は、「極根にまでつきつめられた恣意にすぎない恐怖政治」と同様に、恣意によつて支配され、そこにはもはや、法も制度も自由の保障もない。このように説いた彼は、執政制下において、政治的反動（絶対王制及び貴族主義者の）を防あつしつ、自由を確保する政治の実現を呼びかけたのである。

しかしこの執政制憲法は、その運用上甚だしい弱体を曝露し、四年後には、ボナパルトのブリユメール一八日のクウ・デターにより終焉する。コンスタンは、このクウ・デターに際して、ボナパルトが、強力であると同時に自由主義的な政府を実現することを期待して、彼を支持さえもしたのである。

(四) コンスタンは、既にふれたように、第一統領ボナパルトに任命され、トリビユナの議員となり、自由派の中心人物として活躍したが、彼の期待は次第に裏切られ、一八〇二年にはスイスへの亡命を余儀なくされる。執政制の弱体が産み落した鬼子共和八年統領制憲法は、やがてナポレオン帝制憲法という怪物に迄生長した。

「征服の精神及びさん奪について」は、ドイツ、ハンノオバアで、ナポレオン帝国の崩壊を既に予見しつつ書かれ、一八一三年暮に出版された。

この著作の中で彼が強調した最も注目すべき点は、ナポレオン帝制をさん奪権力と断じ、それがいかに君主制と深刻な相違を有するかを解明した点である。すなわち、君主制は、「時の経過によつて修正され、慣習によつて和らげられた制度」であつて、「それを支持すると同時に制限する中間的勢力によつて囲まれ、その規則的且つ平和的な王位継承が臣下の服従をより容易にし、また政治権力をより荒々しくしないものにしてゐる。」「君主は一種の抽象的な存在となり、彼は、個人ではなく、歴代諸王の全血統、数世紀の伝統を表現するのである。」

これに対し、「さん奪権力は、何物によつても修正されもしなければ和らげもされないむき出しの力」であつて、さん奪者「個人」の恣意が法となるところの「最も絶対的な専制政デスポティスムよりも厄介な」権力だといふ。そして、市民の自由は、その最も神聖な精神的自由に至る迄、恣意的に剝奪りようじよくされる。このようなさん奪権力を維持する為には、軍隊の力を要するが、新奇な事件に国民を没頭させるためにも、必然的に好戦的外征に乗出すことになる。さん奪権力は、君主制または共和制とならんで「正規の政体」と呼ばれるに値しない権力であり、現代文明の進化上、最早や存続不可能な形態である。

もつともコンスタンは、この著作の中において、共和制の存在理由を認めていないわけではない。「共和制は、各市民が彼の諸権利を享有するという深い感情と、自由の享受によつて人々がうるところの幸福と、理性と、平静さと、精力とによつて存続する」と定義し、五世紀にわたるスイスの「私的幸福と公共心」を高く評価している。

しかしながら、コンスタンにとつては、革命以来のフランス共和制の体験は、あまりにも幻滅的であつた。すなわ

説  
論

ち、議会への権力集中の帰結としての革命独裁制、それを克服すべく設定された執政制の試みの失敗、それが、コン  
ヴァンシオンと逆方向である執行権への権力集中をもたらし、ナポレオンのさん奪権力に帰着した—二〇余年間の—  
経験。それは、そのままフランスにおける共和制の失敗と、コンスタンには映じえたであろう。

かくして、彼の眼は必然的に、海狭の彼方、彼が屢々旅行し、留学さえもしたイギリスの立憲君主制の一世紀半の  
幸福な実績<sup>(13)</sup>に向けられるをえなかつたのである。

時あたかも、一八一四年、第一次王政復帰にあつて、彼が、立憲君主制を肯定したのは、自然の勢だつたといえ  
るのである。

- (1) Principes de Politique, dans Cours de Politique Constitutionnelle, éd. Laboulaye, t. I, p. 21.
- (2) Réflexions sur les Constitutions et les garanties, dans Cours, t. I, p. 173.
- (3) Benjamin Constant, Des Réactions Politiques, 1797, dans Cours, t. II, p. 97, 101, 124. 「世襲制」すなわち君主及び貴族  
をばつていふことである。
- (4) Benjamin Constant, De l'Esprit de Conquête et de l'Usurpation, 1813, dans Cours, t. II, p. 187.
- (5) 彼のシロニエ派に対する同情が推測される。Gougelot, op. cit., p. 79, 112.
- (6) Des effets de la Terreur, dans Cours, t. II, p. 64, 57.
- (7) Réflexions, dans Cours, t. I, 187; Principes, dans Cours, t. I, p. 31.
- (8) Des effets de la Terreur, dans Cours, t. II, p. 68.
- (9) Des Réactions, dans Cours, t. II, p. 70, 72.
- (10) ibid., p. 120.
- (11) La Lombardière, op. cit., p. 27.
- (12) De l'Esprit de Conquête et de l'Usurpation, dans Cours, t. II, p. 184, 198.

③ Goegelof, op. cit., p. 73, 64-72; Benjamin Constant, De l'Esprit de Conquête, dans Cours, t. II, p. 184 note; 「共和制か君主制か。彼の独立不羁の性格、彼のプロテスタント的教養は前者に彼をおしやしたが、彼の現実主義的感覚及びデマゴギイの卑俗性に対する嫌悪は、君主制がイギリス流の憲法によつて緩和にされるならば君主制でもよいと考へるようになされた。」La Lombardière, op. cit., p. 48.

(2) 導きの恒星、「規則正しい自由」

彼の政治制度観は、以上のように、幾度遷を経ており、そこには大きな「柔軟性」が認められる。このこと自体、彼が、自由の保障を極めて重視し、政治制度はむしろその「手段」にすぎないと考へていたことを示す。

コンスタンの「政治的遺言書」(ラブレエ)と目される一句は、次のように述べている。

私は、四十年間にわたつて同じ原則を擁護してきた。すなわち、あらゆる分野における自由ということ、宗教における、哲学における、文学における、産業における、政治における。そして、自由という言葉によつて私は、個人性の勝利 (triomphe de l'individualité) を、すなわち、専制主義によつて統治することを欲する権力に對すると同様に、多数派に少数派を屈從せしめる権利を要求する大衆 (masses) に對する勝利を意味したのである。

ここで、彼が主張してやまなかつた自由が、徹底した個人主義的自由であることはあまりにも明白である。このことは、彼の、古代的自由と近代的自由との区別をみれば、もつとはつきりする。すなわち、古代においては、政治的自由とは、直接その都市共同体の政治に参加し、自からの意志に従つて統治することを意味し、その共同体の為に市民個人は犠牲になることも厭はないという精神が、美德と考へられていた。ところが近代においては、参政は代議士の選出によつて間接的・消極的に行なうにすぎず、彼自から政治を行なう訳ではない。他方、文明の進歩にともなつて、個人的幸福追求の手段は非常に多くなつた。したがつて、近代的市民が要求する唯一のものは、自からの個人

的幸福を確保するための制度的保障であり、この私的幸福を犠牲にしなければならない政治的利益なるものは、全く存在しえなくなつたのである。

かくして、古代においては、政治的自由と市民個人の自由とが反対概念であつたのに対して、近代市民にとつてはこの二つの自由は分離対立しえぬ概念となり、政治的自由とは、「市民が幸福であることをうる権能に外ならず、この幸福をいかなる人間の権力によつても恣意的に妨げられない」ことを意味することになるのである。

このような観点から、彼はルソオの主権無制約論を批判、個人的権利の尊重が主権の限界であり、一切の権力の正当性の基礎であることを強調した。彼は、「人権の神権説」(ファゲ)を主張し、「個人を真実の主権者とした」(ロンバルディエール)、ともいえるのである。

ゴンスタンが、革命・反革命・クウデタアを嫌悪し、それらを厳しく糾弾するのは、それらがいずれも、個人の自由や権利を侵害するからである。一七九六年に彼は、革命が「爾後、自由にとつて害しか与ええないから」その終結を強く願う、といつてゐること、また、一八二〇年には、「いかなる革命といえども、一人の無実な人の生命を奪うことはできない」と宣明してゐる等、この種の思想を表明した発言は極めて多い。そして彼は、人の恣意による支配に代えて、明確に規定された法の支配により、また、独立した司法機関及び陪審制によつて、自由を制度的に保障することを要求してやまなかつた。

以上のべつ見によつて、彼のいう「規則正しい自由」の本質のりんかくをつかむことができたであらう。すなわち彼は、政治制度の平和的・合法的な運行によつて、また、整備された独立の司法制度によつて、市民の個人的自由は恒常的且つ具体的に保障されなければならない、という。このような制度的保障をともなつた自由が、「規則正しい自

由」であり、その制度的保障の為に「中立権」が「不可欠」だとされることになるのである。

- (1) 「自由、秩序、人民の幸福が人間的集合の目的であり、政治的組織は手段であるにすぎない。」 Benjamin Constant, *Réactions Politiques* (1797), *Avant-propos de l'édition de 1819*, dans *Cours*, t. II, p. 70.
- (2) *Mélanges de littérature et de politique*, 1829.
- (3) それは同時に、ブルジョワ的自由であると言える。このことは、彼の、選挙の財産資格に関する見解、労働者階級を参政から排除すべきであるという主張、無制約な個人の所有権不可侵性の論調、産業、財政における自由放任主義等からみられる。 Benjamin Constant, *Principes*, dans *Cours*, t. I, p. 54-55, 112-124; Cf. Prétot, M., *Histoire des idées politiques*, 1959, p. 443-5.
- (4) *De l'Esprit de Conquête et de l'Usurpation*, dans *Cours*, t. II, chap. VI; Bagge, D., *Les idées politiques en France sous la Restauration*, Paris, 1952, p. 52.
- (5) Gougélot, *op. cit.*, p. 43-47 の引用による。

## 第二節 中立権の消極性と積極性

そもそも彼の個人的自由の強調は、必然的に意見の対立・抗争を承認する、——むしろそれらのないところには、自由もないのである。また彼は、既にふれたように、国家権力が諸機関に分割せられ、各権力が各々その限界をこえず均衡と調和を保つてゆくところに、自由が保障されると考えた。

ルネ・カピタン教授は、彼の真意を要約して、次のように言っている。「諸権力の抗争は、それらの協調の手段にすぎないのであつて、その（協調の）為には、意見の相違が諸権力の総合作品に先行すべきである」と。

しかし、一七九一年及び共和三年憲法は、夫々の仕方、厳しい権力分立制を採用したにもかかわらず、諸権力の間、特に、立法府と執行府との間に、「還元不可能な抗争を生じ、」諸権力の協調に破綻を来して、制度自体のふく滅（革

命・クウデター)を惹起したのであつた。この経験こそが、「規則正しい自由」の実現を希求してやまないコンスタンに、中立権の不可欠性を示唆したのである。

彼が、中立権は「政治組織のけつ作」である、と述べ、また「殆んど總ての憲法の欠陥は、中立権を創設しなかつたところに存した」といつているのは、右の省察にもとづく。そして彼は、中立権に、次のような役割を期待するのである。

執行権、立法権及び司法権は、各々がその部門において、全体的な運動に相協力すべき三つのバネ (resorts) である。しかし、これらのバネが故障をきたし、相交錯し、互に衝撃を与えあい、相さまたげあうようになった場合には、それらをもとの各々の位置にもどす一つの力 (une force) がなければならぬ。

そしてこの力は、他の権力を破壊することのないように、これらのバネのなかにおかれてはならず、いわば、この三権の「外部」におかれ「中立的」でなければならぬ。この中立権の局外者的位置によつてはじめて、いずれの権力に対しても「敵対的」となることなく、「保持的 (préservatrice)」「回復的 (réparatrice)」「機能を果すことができる」という。

コンスタンは、なお、立憲君主制における、国家権力を「異なつた性質に応じて」更に区分し、国王の中立権、大臣の執行権、裁判所の司法権のほか、立法権を二分して、世襲議院のもつ「継続性の代表的権力」と、民選議院のもつ「輿論の代表的権力」に区別する。結局五権力説になる。

(1) 中立権の消極性

(a) 中立権の超越的地位と消極的本質

この国王権力について、コンスタンは、「文明の進歩」とともに、それは活動的な「人間」としての性格を失い、次第に「抽象的」となり、名目化する傾向にある、という。

国王の直接的行動は常に不可避免的に、文明の進歩の理由により、弱化しつつある。……今日、裁判所の協力なしに行なわれる国王による裁判を、ひとはどうみるだろう。あらゆる法原則の侵犯、あらゆる権力の混合、あらゆる階層から強く欲せられている司法の独立の破壊をみるのである。

この国王権の弱化は、執行権との関係において更に顕著となる（後述(b)）が、国王は、他の四つの国家権力に対する直接的行動から離れて、「その真中に、しかしそれらの上に」位置し、また、「輿論の多様性に優越して」位する、ともいう。

君主は特別あつらえの神聖な領域に位置する。諸君の視線、諸君の疑惑は決してそこ迄達してはならない。彼は、底意も、弱きも大臣とのなれあいも全くないのだ。何故ならば、それは人間ではなく、風の領域に超然たる中立的で抽象的な権力なのであるから。

しかし、「人間ではない」ということは、専制君主が、総てを法律に代る彼の意志でなしえたという意味でそうだといいのではなく、「立憲的君主」が、「彼の大臣なくしては何もなしえず、……彼の大臣は法律なくしては何もなしえない」からである。

そしてこのように雲の上にまつりあげられた君主は、彼をかこむ「尊崇の念」と、「彼の威厳の恒久性」とによつて、責任ある大臣が、その実力をもつて彼の最高権をさんだつする野望を未然に防ぐとともに、「いかなる激情も到達しえない、確定した、攻撃不可能な一点」となり、「秩序の保持と自由の保持以外の利益を有せず」、「一切の権力が相援け、相理解し、協調して行動することを……真実の利益」とする国家権力の全「構築物の頂点に位する特別な存在」



にわたるといつてよい。すなわち、彼の説く大臣責任は、本質的には、刑事的責任であり、「最大限、道徳的責任(ル\*・カピタン)でしかない、というべきだろうが、しかし、議院が大臣を弾劾しうる範囲は広汎且無限定であり、また、大臣のみでなく、行政機構の末端における下級官吏の責任をも、陪審制の採用によつて、確保しようとしているからである。

なお、執行権以外にも、法律発案権<sup>(13)</sup>、命令制定権<sup>(14)</sup>、平和及び戦争の権利等<sup>(15)</sup>、シャルトにおいて、国王の権限だと明示されている権能についても、国王の不可侵性を強調することによつて、大臣の実質的決定権或いは責任を確保しようとしている。

また、国王が——中立権者として保持する権能として挙げられる諸特権にも、大臣権力が関与してはならないと考へていのではないようである。すなわち、コンスタンが、中立権としての国王に残された特権として挙げるのは、恩赦権、貴族院議員任命権、司法官任命権、代議院解散権、大臣任命(罷免)権、恩典授与権<sup>(16)</sup>であるが、例えば、代議院解散権の行使には、王政復帰時代の慣行上、常に大臣の副署をともなつていたといわれるから、コンスタンも、この慣行を排斥する訳ではないと思われる。

これを要するに、国王権は、大臣権がその責任を現実的に担保している全領域において(すなわち、執行(行政)権の管轄の全分野のみならず、シャルトが国王の権能として明示している若干の権限、及び、中立権としての国王固有の特権とされる若干の権限に迄及ぶ、広汎な国家活動領域において)、「受動的」すなわち消極的であり、大臣権力のみが「能動的」であることになる。

[1] Cf. Soltan, R. H. *French Political Thought in the 19th Century*, New York, 1959, p. 41.

- (2) René Capitant, Régimes Parlementaires, dans Mélanges Carré de Malberg, Paris, 1933, p. 37.
- (3) Principes de Politique constitutionnelle, 1815, dans Cours., t. I, p. 20, 21.
- (4) ibid., p. 19; Réflexions sur les Constitutions et les garanties, 1814, dans Cours., t. I, p. 178.
- (5) ibid., p. 19; Réflexions., dans Cours., t. I, p. 177 では、立法権を二分せず、四権力説であるが、地方権を如うぐまであると  
もいっている。 Cf. Note B, Du pouvoir municipal, dans Cours., t. I, p. 287-294.
- (6) Principes., dans Cours., t. I, p. 28.
- (7) Principes., dans Cours., t. I, p. 81 et note; De la responsabilité des ministres, 1814-1818, dans Cours. t. I, p. 422.
- (8) Principes., dans Cours., t. I, p. 25.
- (9) ibid., p. 18-25; この区別は、革命時代 Clermon-Tonnerre が既に説いている。「君主権のうちには、二つの区別された権力  
がある、ポピュラな特権をよせられた執行権、思い出及び宗教的伝統に支えられた国王権力である」。 cit. par Constant,  
Réflexions., dans Cours., t. I, p. 178.
- (10) Principes., dans Cours., t. I, p. 26; Note C, dans Cours., t. I, p. 295.
- (11) Principes., dans Cours., t. I, p. 73 に挙げられた弾劾事由をみよ。なおここで、大臣の責任は、国民に対するそれと観念され  
ている。 ibid., p. 18. 但し国王に対して責任をもつ、という表現もみられる。 Note F, dans Cours., t. I, p. 304.
- (12) ibid., chap. XI, p. 90-97.
- (13) シャルト一六条。 Note F, dans Cours., t. I, p. 303-306.
- (14) シャルト一四条。 Note G, dans Cours., t. I, p. 307.
- (15) シャルト一四条。 Note E, dans Cours., t. I, p. 300-303. 大臣が、不正な戦争をはじめた時に、恥を保持していたことによつ  
て、その責任を追求しようという。
- (16) 「法の機関を任命して、社会に公の秩序の享有を、無実の人に安全を保証する権利」は、司法官任命権のことだと解しておいた。  
Principes., dans Cours., t. I, p. 28-29; Réflexions., dans Cours., t. I, p. 184-191 では国王の大権として、その他に、法律の  
裁可(任命)権、代議院停会権、平和及び戦争の決定権、を含めている。
- (17) Bastid, P., Les institutions politiques de la Monarchie parlementaire française, 1952, p. 174; Cf. Bourgoignon, A.,

Etude historique du droit de dissolution de la Chambre des Députés sous la Restauration, thèse, Paris, 1909.

(2) 中立権の積極性とその境界

本節のはじめに引用した中立権の役割についてのコンスタンの敘述によれば、活動的な諸権力がノオマルな運行を障げられた場合には、各権力を正常な位置にもどす「一つの力」がなければならぬ、とせられている。そこでは中立権が本質的に或る種の積極性を期待されている、と読める。また、前段の末で引用した中立権の保持する諸特権の重要性を考えると（それは、「高貴、美麗、崇嚴」にして「広大な職域、威圧的な権能、偉大且つ高貴な任務」、というコンスタンの形容をまつまでもなく）、国王がなお、強大な特権を留保して、機あらばそれを思い切つて行使するにちがいない、という印象を受ける。

この印象は、コンスタンの別な言葉からも、受取られる。中立権は「いわば、他の諸権力の裁判的権力」であつて、「(国王は自からの名においては決して行動しない。)全権力の頂点に位置し、或る権力を創設し、他の権力を調整し、かくして、政治行動には直接参加することなくそれを緩和しつつ、それ(政治行動—筆者註)を指導するのである。(そこから国王の不可侵性が結果する)」。そして彼は、この国王権力の行使の有様を、イギリス憲法を引用することによつて、ウィウイドに表現している。<sup>(3)</sup>

いかなる法律も、世襲議院及び民選議院の協力なしには制定されえず、いかなる行為も大臣の署名なくしては執行されえず、いかなる判決も独立した法廷によらねば宣告されえない。しかしこれらのそちがとられた以上、ごらんなさい。イギリス憲法は、王権をあらゆる危険な抗争を終結せしめ、そして、他の諸権力との調和を回復するためにつかつています。執行権の行動が危険となるや、王は大臣を罷免する。世襲議院の行動が不吉となれば、王は新貴族を創つて、新しい傾向をそこに与える。民選議院が脅威的だとわかつてくれば、王は拒否権を行使し、或いは民選議院を解散する。最後に、司法権の行動までが……かくくすぎる

刑を適用して、不都合となれば、王は恩赦権によってこの行動を緩和する。

このような「危険」「不吉」「脅威的」「不都合」等の判断は、国王個人の判断にかかり、また、その対策も国王の意志に依存する訳であるから——もちろん顧問官はいるのだが——、国王の各権力間の調整の権能は、極めて重要であり、かつ積極的な要素が含まれている、と考へざるをえないようである。

この政体を、「王の仲裁のもとにおける諸権力の均こう」として把握し、「仲裁」という積極的要素を含む言葉が採用される原因はそこにあり、また、中立権が「調整権」と通常混用されるのも、理由がない訳ではない。

しかし、以上のような検討の結果のみをもつて、中立権と調整権とを同一視することは、少しく軽卒にすぎるといわねばなるまい。

まず、コンスタン自身、彼の著作中において（資料の不備及び私の読み落しがなければ）、どこにも「調整権」という言葉を使っていないことに注目すべきだろう。もつとも、既に引用した文章中にもあるように、「調整する」(modere)という動詞を用いている場合や、「調整者」(modérateur)という名詞を使っている稀な例がない訳ではないが、それだけでもつて、調整権と規定してしまうことは、疑問である。

すなわち、コンスタンの文章は、極めて煮つまつた明快なものであり、法律的にも相当正確な用語の使い方をしていることを指摘しうるとすれば、何故に「調整権」という規定を表面に出さなかつたかは、当然問題にされて然るべきである。これと対称的に、当時、コンスタンと同じ自由派に属し、政論家として知られていたランジュイネ伯は、その著作中で、国王権をはつきり「調整権」と規定しているが、彼の論調は、国王に關し、コンスタンに比べてより権威主義的であり、また、その文章において、法律的な明確法に乏しく、理論家としては、コンスタンの亜流だとい

えそうである。したがつて、コンスタンの「中立権」の観念は、ランジュイネ伯の規定したような「調整権」というより積極的であいまいな観念と區別するためにも、「調整権」と、無ぞうさに呼びかえないことが必要だと思ふ。

ではいつたい、コンスタン自身、どの程度迄中立権の積極性を認めていたのか。それを、既にみたような、権能の重要さだけから速断できないとすれば、むしろ、それらの権能が、国王によつて、具体的・實際的にどのような行使さるべきだと考えられていたかという観点から検討すべきであろう。この点は、彼自身が、はきり規定している訳ではないから、全著作のコンテキストから、彼の真意を推定するほかはない。

そもそも、中立権者の特権として、最も微妙であり、また政治的に重要な権能は、大臣の任免権であろう。この国王の特権を、特に代議院の干渉から自由なものとしようとしたコンスタンの主調は極めて強硬である。彼は、代議院が大臣を「公的な信頼に値しないという宣言」をすることに強く反対するが、その理由の一つは、それが、国王の大臣の任命権の直接的な侵害であるからだといふ。では、そのように、何者にも「触れられることなく尊重さる」べき国王の大臣任免権は、全く彼の個人的恣意にゆだねられているのであろうか。もしそうだとすれば、この権能は、国王が意のままに政治を指導するために、極めて積極的に行使される訳である。しかし、そこには次のような制約が課せられているといふべきだろう。

まず、中立権としての（立憲君主制の）国王が、絶対君主制の国王と異なるという、国王の本質からくる制約がある。すなわち、絶対君主は、彼の恣意にもとづいて、自己の寵愛する同盟者を大臣に任命し、彼の反感を買つた大臣を直ちに罷免しうるのであるが、立憲君主は、既にみたように、本質的に非人間化した抽象的な存在であり、自由と秩序の維持や諸権力の協調を真実の利益とする、一種の裁判官でなければならぬのであるから、大臣任免権の行使

についても、国王の中立権者としての本質(或いは理念)上課せられている内在的制約がある、といわねばならない。

次に、大臣の議院に対する関係の考慮から、国王の政治的良識或いは英知に課せられた制約がある。すなわち、議院(特に代議院がもんだい)の多数の支持を大臣がもちえない場合には、法律も予算も成立しえないのであるから、大臣の任免にあたつては、事実上、議院の政党(コンスタンはこの言葉を使っていないが、内容上は同一)事情を考慮しなければならない。ただし、もし議院の多数の支持をえている大臣と、国王とが衝突した場合にはどうするか、という起りうる重大な問題について、コンスタンの見解は、はつきりしない。この場合、大臣は辞職するだろうか、その後、国王は彼の意になつた大臣を任命して、議院の多数を反対にまわし、立法作業上の困難を覚悟するのか、更には貴族院に新貴族を送りこみ、又、代議院の解散をも辞しないのか、或いは、逆に、国王が屈伏して、議院の多数のなかから大臣を選ぶか、これらの選択は極めて微妙かつ困難である。しかし、いずれの方策をとるにせよ、国王は中立権であり、大臣の任免によつて仲介の役割を果すにすぎないのだから、議院の継続的かつ強固な多数を無視して、それと敵対的となつたり、或いは、特定大臣の肩をもつて選挙干渉をするなど、自からの超然たるべき地位を活動的な権力の抗争のなかに没入させることは、ゆるされないことになる。

最後に、任免権発動の時期に関して制約がある。すなわち、国王は、「彼の大臣なくしては何もなしえない」のであるから、前大臣の罷免後は、直ちに新大臣を任命しなければならない。また、罷免については、「国民が苦痛を引受けるところになるだろう過失が犯される」<sup>(9)</sup>直前迄、大臣の活動を黙認していなければならない。

以上によつて、国王の全く固有の特権とされた大臣任免権すらも、それを積極的に政治指導の為に行使することは殆んど不可能な程、実際上の制約を蒙つているのだということが、わかつたと思う。

政治的に重要な権能である、代議院解散権をはじめとし、その他の中立権者の諸特権についても、既にふれたように、その行使には大臣の副署をとめない、實際上、大臣権の意志と責任とが介入する余地があるという当時の慣行を、コンスタンが排斥していないとすれば、ここでも、国王権は、それだけ積極性を失なう訳である。

結局、コンスタンの真意を、次のように要約しても、大過はないだろう。国王固有の「威圧的な権能」も、彼が「中立権」であるところから、実際上は、国王個人による積極的な行使を甚だしく制約され、ただ、彼は、その行使の可能性を留保することによって、諸権力の調和に影響を与えうるにすぎない。

- (1) *Reflexions, dans Cours, t. I, p. 181.*
- (2) *Principes, dans Cours, t. I, p. 88.* この引用文の前後のカッコの部分は、明らかに、消極的要素を表明している。国王の役割の積極性の限界を示す。
- (3) *ibid, p. 21.*
- (4) *Bagge, D., Les idées politiques en France sous la Restauration, Paris, 1952, p. 60;* 但し、私は、この表現は不適当だと考える。「仲裁」の観念を採用しているのは、サイシー政権の作成した憲法草案一〇条 (V. Duguit, Monnier, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, Paris, 1952, p. 387) 及び、第五共和制憲法五条という共和国大統領についてであるが、これら元首は、直接的・活動的に全権力に介入する点で、より積極的な観念であり、中立権のそれとは重大な相違があるといわねばならない。深瀬、フランス第五共和制憲法の成立とその基本構造、ジュリスト、一九四号、三九―四二頁参照。
- (5) *De la Responsabilité des Ministres, dans Cours, t. I, p. 414.* 「社会的行動の尊厳なる調整者である彼は、決して自分で行動しない。」「ここでコンスタンは、市民個人の請願の形式による大臣の弾劾要求を認めてよいと主張、国王は神聖不可侵なのでから大臣とはちがうという説明の補足として、そのように言った。国王が調整権者として、諸権力を積極的に調整すべきだという意味は全くない。
- (6) *Le Comte Lanjuinais, Les Constitutions de tous les peuples, Royaume de France, Paris, 1819, t. I, p. VII, 198, 272.*

彼は、(p. 198)「規則正しい自由が存在する為には、管理・調停的・調整的、或観点よりは中立的、他の関係からは絶対的、最後に無答責な権威が不可欠である。この権威は、一切の有害な抗争を予防し或いは終結せしめ、重要な権力間の必要な調和を維持し再建するのである」と、国王権の機能を規定しているが、「中立的」性格の後退、指導的契機(すなわち積極的性格)がより前面に出てきていることがわかる。ランジュイネ伯に関しては、v. Bastid, P., *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française*, Paris, 1954.

(5) *Principes, dans Cours, t. I, p. 87-89; De la Responsabilité, dans Cours, t. I, p. 406-407.* そもそも、立憲君主制において、すなわち、大臣権と截然と區別された中立的国王権が、大臣の罷免と責任との問題を、はじめて解決した、と彼はいう。何故ならば、絶対君主制においては、君主と大臣とが同盟者だから、大臣の罷免を強要するには、革命しか方法がない。共和制においては、くびをきる大統領は大臣の敵となり、革命同様の混乱が起るだろう。立憲君主制における国王こそが、平和に大臣を権力の座から去らせることができるという。彼が、国王の大臣任命権を重視する所以である。

(8) Cf. *La Lombardière, op. cit., p. 52.*

(6) *Note C, dans Cours, t. I, p. 299.* コンスタンはここで、シャトオブリアンが「大臣は行動し、過失を犯し、失脚し、そして国王は彼の内閣を替える」(シャルトに基づく君主制、第五章)と書いたのに対し、「少しく誇張あり」と批判し、次のように言う。「国王は、大臣が今にも過失を犯しそうになっていることをみた場合、彼は平気ではない。彼は、国民が苦痛を引受けることになるだろう過失が犯されるのを、そのままにはおかない。彼は、彼の大臣を強制して何かやらせる訳ではないが、過失が犯される前に、彼を罷免するのである」。

### 結

国王の一身は不可侵且つ神聖である。彼の大臣は責任をもつ。国王にのみ執行権が属する。

と、一八一四年シャルトの第一三条は宣言している。

この国王の役割について、王制復帰の時代においては、次のような三つの傾向の法理論が戦わされていた。

(イ) 国王統治説（当初、シャトオ派 信条派、末期には超勤王派ユキヤウにより支持された）は、シャルトの文字を嚴格に解した。「シャルトの国王は、彼を囲む諸権力の間にあつてはつきりした優位性を保持している。彼のみが社会の道徳的統一性を代表し、彼のみが行動し、彼のみが指導し、彼のみが……法律の作成者である」とロワイエ・コラルは言い、国王を統治の主体者とし、「指導的権力」だとしたのである。

(ロ) 自からは統治しないが、政府に影響を与えるという説（ランジュイネ、コンスタン等の自由派リベロ）によれば、国王は大臣に忠告を与えるのみでなく、大臣の任免権の行使によつて、政府の行動に影響を与える。「大臣を強制はしないが、彼が過ちを犯す前に罷免する」という、コンスタンのシャトオブリアン批判は、この立場をよく表明している。

(ハ) 国王の非統治・君臨説（ティエール、初期の超勤王派）によれば、「国王は君臨し、大臣が統治し、議院は判断する」。このティエールの有名なテーゼは、七月革命以前に、既に新聞「ナシオナル」によつて、主張されている。「君臨することとは、統治することではなく、国家全体の最も真実にして、最も高く、最も尊敬された形像となることなのである。国王とは、人間の形となつた国家である」とティエールはいう。また、シャトオブリアンは、「超勤王派の時誼的政策理論」テオライト・シムルコンヌを表明するとみられている。「シャルトに基ずく君主制」において、国王の威厳を誇示するが、結局彼が主張したのは、「国王はその権能を大臣の意志に反して行使しえず、また、大臣の過失に力なく追隨するほかはない」というに帰する。

コンスタンの中立権の理論は、右にみた国王統治説と国王君臨説との中間に位置する「隠和・混合」説とみてよいだろう。

ところで、彼の理論は、王政復帰の下の二人の国王、ルイ一八世とシャルル一〇世との政治行動に対して、どのよ

うな意義をもつたといえるだろうか。ルイ一八世は、コンスタンに対して殆んど全く好意をもつていなかったにもか  
 かかわらず、事実上は多くの点で、コンスタンの説いた立憲的君主の中立的役割に甘んじ、また、諸権力の調和化の機能  
 を果たしたといえる。バルテルミイが、ルイ一八世の行動を概観した結論として、「信念によつていうよりも個人的な氣質  
 によつて、この君主は議院制の元首の理想（コンスタンのいう中立権としての国王の理想といつてよい）を殆んど実現してい  
 た」としているのは、妥当であろう。しかし、彼とは違つて、その氣質において「正反対」であつたシャルル一〇世  
 は、「より能動的ならんと欲し」、大臣を単なる手足と考へ、アンシャン・レジームの国王流に、自から統治を行なわ  
 んとして、「致命的」な結果をまねいた。すなわち、中立権の役割にとどりえなかつた彼は、七月革命によつて、王座  
 そのものを失なうに至る。

また、コンスタンの政治制度論の核心的部分は、国王権を、大臣権から截然と區別し、後者のみが執行権の唯一の  
 源泉として、能動的なそれゆゑに責任ある権力であるのに対し、前者は本質的に消極的な不可侵の権力であるとした  
 点であるが、この理論が、当時の政治慣行に与えた意義は、極めて重要である。すなわち、この理論が、いわゆる  
 「内閣の政体」<sup>グベルクマントド・キゼネ</sup>の成立に貢献し、また、そのすぐれた表現となつたことは、争いえないだろう。「内閣の政体」と  
 は、フランス憲法史上、一七九一年憲法の立憲君主制（権力分立の度が強い）と、七月王制の議院制的君主制（慣行上、  
 一応政治責任の原則が確立）との中間にあつて、その過渡的型態だとされるのであるが、そこでは、大臣権が国王権か  
 ら分離し、相当程度統一性ある機関となり、議院との協力及び責任関係が（刑事責任のほかに政治責任の要素があらわれ  
 きた）無視しえないものとなつた結果、国王は、議院の多数の支持をえない大臣を、法律上罷免する義務を負わ  
 されてはいないにしても、屢々、その大臣を政権の座から去らせることを選ぶ、という制度であつた。

以上が、中立権の理論の当時の論潮上の位置と、実定法及び慣行上の制度との関連であるが、本稿を終るにあたって、今一度、冒頭に私の述べた疑問に立ちかえり、本稿で学びえたところのものを再整理して、結びに代えたい。

1° コンスタンは、その著作中のどこにも「調整権」という言葉を使っていない（少なくとも表面に出してはいない）。彼が、国王権の本質を規定するにあたって、「調整権」という、より積極的な内容をふくむ（或いは印象づける）言葉を使わずに、「中立権」という用語を採用したことに、意味がない訳ではない。すなわち、国王が、諸権力及び相対立する意見の局外中立者として、超然と位置し、また、人間的な偏見にとらわれることのない抽象的で中正な存在である（べき）こと、また、積極的な国家活動は他の能動的な国家権力、特に大臣権に移譲したことを本質とする権力であることを的確に表わすために、コンスタンは注意深く「調整権」という形容をさけ、「中立権」と呼んだのだと思う。

2° しかし、中立権者の固有の特権とされるものは、大臣の任免、代議院の解散その他の重要な権能をふくみ、それらは国王個人の意志にしたがつて、諸権力の衝突・逸脱の調整、国政の正常な運行の回復・維持のために行使されるべきだと主張されていることは、いうまでもない。この役割を「平和化の任務」「調整的役割」と呼ぶこと（バルテルミー）もでき、その意味での、中立権の積極性を認めない訳にはゆかない。しかし、この積極性には、その任務が、諸権力の機能障害を正常な状態にもどすという「矯正と回復の機能」にすぎないという、役割自体の消極性があるほか、国王が、彼の個人的意志によつて決定・行使する可能性を留保しているとはいへ、その実際的な行使にあたっては「中立権」としての彼の本質によつて当然課せられている、種々の制約があるといわねばならない（その内容は前述）。これを要するに国王の役割の積極性を認めることができたとしても、それは實際上、極めて限られたものにすぎないのである。

3° コンスタンが、中立権の理論を創造した目的は、近代市民社会における個人の自由の制度的保障ということであつた。そして、この目的に相応しい政治制度は、権力が分割され、分割された諸権力が均衡を保ちつ調和的に運行しうる制度であると考えた。しかし、彼が、共和制に対する理念的な共感と尊敬を胸底にいだきつつも、フランスには立憲君主制がよいという結論に導かれたのは、革命以来の共和制の試みの失敗の観察にもとづく、現実主義的な悲観論が前提となつている。いつたい彼の所論には、フランス的な合理主義と、イギリス的な経験主義とが混在しているが、思うに、彼の中立権不可欠論は、あらゆる国にとつてあらゆる時代にとつてであらうのではなく、結局は、王制復帰後のフランス（最大限、当時のヨーロッパの君主制諸国）を対称に、主張されたものだ、私は解する。

したがつて、彼の悲観論を正当化するような前提のないところ、すなわち、諸権力が隠和の精神をもつて、各権力の限界を逸脱しないよう自制しつつ、国政の調和的運行を維持しうるところにおいては、コンスタンの所論の内包する論理そのものをたどることによつて、中立権不要論に導かれざるをえない。

また、彼の悲観論が妥当するようなところにおいても、すなわち、特に政党政治の破綻を経験しているようなところにおいても、中立権不可欠論において、コンスタンが頭においていたのは、革命の経験の後、外国の干渉によつてようやく復帰しえた、いわば弱体なブルボンを担い手とする国王権の正当化だつたことを忘れてはならない。したがつて、歴史的な環境や時代を異にする元首の地位及び役割の説明のために、この理論を参照するにあつては、細心の注意を必要とすることを、強調したい。例えば、カアル・シュミットが、伝統的に権威主義の根柢よいドイツの地盤に、大統領の権能を強化するため、この中立権の理論を借用してきた（しかも好都合な歪曲を加えた）<sup>(8)</sup>ことが、どのような結果（コンスタンが正に糾弾したかつれでもあらうような）を導くのにあつたかを、想起しつつ、本稿

の筆をなへんとしやうと願ひ。

(完)

- (1) Bagege, op. cit. p. 106-108; 野村敬造「比較政治制度」一六九—一七四頁参照。Cf. Mesmes-Desmarets, R. de, Les doctrines politiques de Royer-Collard, Paris, 1908, p. 94-97; Guizot, Du gouvernement représentatif et de l'état actuel de la France, 1816.
- (2) Barthélemy, J., L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X, Paris, 1904, p. 80; 宮沢俊義「シャトオブリヤンの議院制の理論」国家学会雑誌「六八巻六・七号」二五頁以下では「彼の理論に含まれる自由と王統との対立的二元性についての、すぐれた分析がある。」
- (3) Chevallier, J.-J., Histoire des Institutions politiques de la France de 1789 à nos jours, Paris, 1952, p. 201. 「国王は、統治はしなすが、少なくとも政府の規整者としてとらまはる。」
- (4) Barthélemy, op. cit., p. 101, 83-100.
- (5) 「国王の英知を以て equal をわたり、しかし常に撤回可能な一種の議會主義が発達した。」René Capitant, op. cit., p. 37. Cf. Chevallier, op. cit., p. 202-204.
- (6) Bastid, P., Les principes généraux de la nouvelle Constitution française, dans Revue Internationale de Droit Comparé, 1959, no. 2, p. 339.
- (7) Cf. Bastid, P., Les institutions politiques, p. 175. 「国王の無答責が、結果的に彼の役割の減少をもたらしたとはして、その抹殺をひきおこしたのではなかつた。立憲君主制はなお、主権者に彼個人の意志を表明する可能性を留保していたのである。」
- (8) 佐藤功「ケイツに於ける憲法保障制度とその理論」国家学会雑誌五七巻七号七八頁に紹介された Schmitt, G., Der Hüter der Verfassung, 1931 の内容を参照した。大統領の民選性、他の国家権力との並立性、行使する権力の独裁的性格が、コンスタンの中立権の觀念と如何に深刻に相違するかは「多言を要しない」。Cf. Schmitt, G., Verfassungslehre, 1928, S. 287, 350-353; マンソンの第五共和制憲法の規定する共和国大統領は「恐らくは、コンスタンの自由主義的思想と基礎を共にしているだろうが、その本質は、国民的指導者としての積極的権力である点で、重大なちがひがある。このような、大統領の構想は、フランスのような(過度の)自由主義のしみこんできた国でなければ、直ちに独裁権力に変わるおそれがある。深瀬、フランス第五共和制憲法の成立

と基本構造、ジュリスステア、一九四号、三九一四二頁参照。 Cf. Duverger, M., *Droit constitutionnel et Institutions politiques*, Paris, 1959, t. 2, p. 672, 679.